**平成２３年（フ）第５３９６号**
大阪府豊中市服部豊町２丁目21番２―305
債務者　梅山かおる
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５３９７号**
大阪市中央区谷町６丁目17番47号　にぎわいハビタット405、前住所大阪市城東区東中浜５丁目６番９号
債務者　釜谷　幸代（旧姓北口）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５３９９号**
大阪市東淀川区豊新２丁目５番３号　生勇ハイツ306号
債務者　松村　幸子（旧姓森廣）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５４０１号**
大阪府門真市下島町13番24号
債務者　村上　厚子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５４０２号**
大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―706号
債務者　小坂井通代
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５４０６号**
大阪府東大阪市渋川町３丁目４番27号　フローラハイツ大興２―Ｃ
債務者　出口　勝利
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４４号**
広島県三次市十日市東３丁目５番４号　202号、前住所広島県三次市十日市中４丁目13番29号
債務者　山崎　公司
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２３年（フ）第２５３号**
北海道旭川市緑が丘５条２丁目１番地の４　道住Ｂ棟101号
債務者　松山　法生
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２６９号**
北海道旭川市南４条通22丁目３番地の40　ハイムサトーＤ号室
債務者　北村　義則
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２７２号**
北海道旭川市春光２条７丁目３番30―907号
債務者　加藤　明子（旧姓牛久保）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２７５号**
北海道旭川市東光14条３丁目６番10号　ひらきマンション10号室
債務者　杉本　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２８６号**
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住Ａ―５―18―35号
債務者　酒井　順子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３０３号**
北海道旭川市住吉４条２丁目３番23号　フロイデ峰106室
債務者　宮本　伸幸
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５３８０号**
大阪府豊中市稲津町２丁目６番１号
債務者　上原　章生
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４６８号**
川崎市高津区新作３丁目８番２号　コーポ木本201
債務者　阪下　奈美（旧姓惠）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第４８１号**
川崎市多摩区菅北浦２丁目25番15号　第一サニーコート203、前住所川崎市多摩区菅北浦４丁目15番３　504号
債務者　小林　正男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係